

# 王莽における封国制改革の研究

——その「空名」化改革の由来と特徴をめぐる——

馬 彪

- 1 はじめに 封国制の恒例と特例及び本研究の目的
  - 2 王莽の直面する封国制の問題
    - 2・1 王莽による封国制改革の目的
    - 2・2 前漢末期封国の実状
    - 2・3 前漢封国沿革の特徴とその問題
  - 3 王莽「乗政」期における封国改革
    - 3・1 王莽の封国制改革のスタート
    - 3・2 王莽の外戚侯にたいする対策
    - 3・3 王莽の宗室王侯への「糾正」
    - 3・4 「政事に與む」事件と王莽版の「衆建諸侯」
  - 4 新帝国における封国「空名」化措置
    - 4・1 侯名と地名との分離
    - 4・2 「封拜」という爵官合一化措置
    - 4・3 平和的な新旧封王制の交代
  - 5 王莽の封国改革の特徴と意義
    - 5・1 次第に破綻した封国制を修復する特徴
    - 5・2 王莽封国制改革の後時代への影響
    - 5・3 王莽「空名」化封国制改革の意義
    - 6 おわりに
- 1 はじめに 封国制の恒例と特例及び本研究の目的
- 『周礼』『地官・封人』に「凡そ国を封ずるには、其の社稷の壇（壇、お土居の類）を設け、その四疆を封ず」とある。『漢書』『諸侯王表』に「爵五等を立て、国八百を封ず」とある。ゆえに、封国とは諸侯が「爵」によって天子から与えられた社稷ある四疆を封じられた土地、すなわち諸侯の領有地である。ここで重要なのは、封国が必ず「爵」と「土」とが一对のものとして存在することを絶対要件としていたことである。
- 「爵邑」とは爵位と封邑であり、また「爵封邑」ともいう。『史記』『太史公自序』に「惠景の間、維れ功臣・宗属を申べ、爵邑あり、「惠景間侯者年表」を作る（惠景の間、維申功臣宗属爵邑、作「惠景間

侯者年表」とあるが、「諸侯既に疆く、七国、従を為す、子弟衆多にして、爵封邑無きに、恩を推し義を行ふ。其執（勢）銷弱して、徳、京師に帰す。「王子侯者年表」を作る（諸侯既疆、七国為従、子弟衆多、無爵封邑、推恩行義、其執銷弱、徳帰京師。作「王子侯者年表」）ともある。すなわち、前漢時代までは爵によって邑を封じられる「封国」は普遍的な存在であり、これは封国制の恒例である。

しかし、漢時代には爵の号をもらつても邑地を得られない特例もある。例えば、『漢書』「樊噲伝」に「爵・封を賜はり、賢成君と号す（賜爵封号賢成君）」とあり、張晏の注に「食禄封君に比するも、邑無き也。（食禄比封君而無邑也）」とあり、顔師古の注に「楚漢の際、権に寵榮を設け、其位号を假り、或いは邑地を得、或いは空（から）受爵し、此例多きなり（楚漢之際、権設寵榮、假其位号、或得邑地、或空受爵、此例多矣）」とある。このような「土」を伴わない「爵」は、「空受爵」と呼ばれた。

実は、本論の主題となる前漢と後漢の扶間にある「新」帝国時代における王莽の封国制改革でも封国制の恒例と特例ともみられる。例えば、『漢書』「王莽伝」に以下の記載がある。始建国四年（12年）に、「莽、明堂に至り、諸侯に茅土を授け（中略）図簿未だ定まざるを以て、未だ国邑を授けず、且らく都内より月銭数千を受奉せしむ。諸侯皆困乏し、庸作する者有るに至る（莽至明堂、授諸侯茅土（中略）以図簿未定、未授国邑、且令受奉都内、月銭数千。諸侯皆

困乏、至有庸作者）」とある。

また天鳳四年（17年）、「莽空言を好み、古法を慕い、多く人に爵を封ずることも、実は性吝嗇なりて、託つくるに地理未だ定まらざるを以てし、故に且らく先ず茅土を賦え、用つ封者を慰め喜ばず（莽好空言、慕古法、多封爵人、性実吝嗇、託以地理未定、故且先賦茅土、用慰喜封者）」とある。

これらの史料では王莽が「多く人に爵を封」じたのは当時、封国制の恒例であるが、「未だ国邑を授け」ざる仕方は、封国制の特例であるといえよう。

ここで王莽がどのように古来封国制の恒例と特例とのバランスをとったかの問題は重要であると考えられる。

しかし、新（莽）時代の封国制は歴代の学者に無視されてきた。例えば、（唐）杜佑『通典』は中国の歴史上初めて形が完備された政書であるが、「新（莽）」という時代の条目は全く見当たらない。（清）王本驥編『歴代職官表』に「宗室封爵」という条目があるが、そのなかに「新（莽）」という時代の条目はない。王莽時代の封国制は本当にそれほど記載する必要がないのだろうか。本論では決してそうではないと結論づけたい。この問題が今日まで等閑視されてきた背景には、歴史書を編纂する儒教学者らが、王莽政権の正統性や帝国の強権に反乱を起こした地方有力者の王や侯に対する偏見があったため記載がなかったと推察される。そして、そのために記載や研究もまた十分に試みられなかった。

本研究の目的は、王莽がどのような前漢帝国に残された封国制の破綻を直画したか、どのように封国制を維持するために改革していたのかと検討して、どのように古来封国制の恒例と特例とのバランスを取ろうかの試したかを明らかにしたい。そして王莽の封国制改革や試しは失敗したと考えても後代にはどのような影響があったかの問題を触れたい。

## 2 王莽の直画する封国制の問題

### 2・1 王莽による封国制改革の目的

『漢書』「王莽伝」によれば、始建國元（9）年正月朔の日に、新帝が成立したあと初めの大朝会が開かれ、王莽は一連の建國綱領を宣言した。そのなかで漢帝国の諸侯王制度を改革する理由について言及している。それは「天二日無く、土二王無きは、百王の不易の道也。漢氏の諸侯或いは王と称し、四夷に至るも亦た之の如きは、古典に違い、一統に繆（もと）る。（天無二日、土無二王、百王不易之道也。漢氏諸侯或称王、至于四夷亦如之、違於古典、繆於一統）」とある。ここで、王莽は明白に前漢時代200年以上実行してきた封国制が「古典に違い、一統に繆（もと）る」と指摘した。すなわち、王莽は前漢の封国制を改正しようとする理由は少なくとも二つあり、一つは理論上では「古典」に書かれている封建制と「違」うこと、もう一つは現実上では新しい時代の帝国の「一統」にもとることである。

いわゆる「違於古典」という指摘は、その意は『資治通鑑』胡三省の注に「王大一統。王者、有天下之号也。諸侯及四夷称之、非古也。」と言った通りであるが、これはむしろ前漢後期以来士大夫らの決まり文句だといえよう。ここで重要なのは、漢代以来の「大一統」を把握しているのはすでに「王」ではなく、「皇帝」にあたるということである。これは理論のことではなく、現実の問題である。

つまり、漢以来の封国制度はどういう点で「繆於一統」なのかという課題が出てきた。言い換えると、王莽が一体どんな封国制の問題に直画していたのかということである。

### 2・2 前漢末期封国の実状

前漢時代の封国は非常に大きな存在であった。それは『史記』の「十表」と、『漢書』の「八表」の半数を占める「表」は、前漢の諸侯王や侯に直接にかかわるもので、それによれば、前漢における封国が当時どれほど重要な社会的勢力だったかがわかる。それは『史記』の「漢興以来諸侯王年表」「高祖功臣侯者年表」「惠景間侯者年表」「建元以来侯者年表」「建元已来王子侯者年表」などの五表であり、『漢書』の「異姓諸侯王表」「諸侯王表」「王子侯表」「外戚恩沢侯表」などの四表である。『史』『漢』とも「異姓諸侯王」「諸侯王」「王子侯」があるが、「外戚侯」と「恩沢侯」とは下に述べるように武帝以降の時代特徴を表わすものである。無論、それらの五種類の「王」と「侯」の史料によって、前漢時代の「爵邑」としての封国

の存在のみならず、それに関連した社会問題、すなわち王莽が改革する前に直面していた封国の問題も隠されていると考えられる。以下、基本的に『漢書』表の順によって「異姓諸侯王」「諸侯王」「王子侯」「外戚恩沢侯」とその他の封国を六種類にわけて述べよう。

第一は「尽」きた「異姓諸侯王国」。『漢書』「異姓諸侯王表」に「十八王を諱し」て、「漢は尺土の階（よるべ）もなく、ただ一剣をふるって敵を斃（たお）すことを任務とし、五年で帝業を成就した。こうしたことは書伝にかつて記されたことのないものであった。何ゆえであろうか。（中略）文帝のときに至って、異姓の王は尽きた」とある。異姓諸侯王国はもはや高帝から三代目の文帝までに「尽」きた。いわば前漢末期封国としての異姓諸侯王の勢力はすでにゼロとなった。

第二は「政事に與からず」となった「諸侯王国」。『漢書』「百官公卿表」に「諸侯王は、高帝初めて置く、金璽盪綬、其の国を治むるを掌る」とあり、「諸侯王表」に劉氏宗室の諸侯王は「藩屏の国の大なる者は州に夸がり郡を兼ね、城を連ねること数十、宮室・百官の制度を京師と同じくしているは、（秦の孤立の失敗を）矯めようとして大いに子弟を封じ、強盛に過ぎて、その中庸を失したものと見えよう。（中略）景帝は七国の難に遭うて、諸侯を抑え、その官を減らし降した。武帝のときには衡山・淮南二王の陰謀があったため、左官の律（諸侯に仕える役人を処罰する法律。漢代は右をとらうとび、天子を捨てて諸侯に仕える者を左官と称した）を作り、附

益の法（諸侯を封ずるのに、その限度をこえることを禁ずる法律）を設けた。諸侯は惟だ衣食と税租を得るのみで、政事に與からず」とあり、その「諸侯国」は武帝以後、すでに「政事に與からず」となったこともわかる。

第三は「耗」（そこ）なった「功臣」侯国。『漢書』「高惠高后文功臣表」に「漢が興起したのは、秦の二世元年の秋、すなわち陳涉が楚王と自称した年にはじまり、はじめ沛公の雄俊な総指揮により、三年にして西のかた秦を滅ぼして漢王の号を立て、五年にして東のかた項羽に克つて皇帝の位に即き、八年にして天下はようやく平定され、はじめて功績をはかつて封爵を定めた。高祖の十二年に至るまで、侯たる者が百四十有三人に及んだ。（中略）子孫は驕慢・放逸で、その先祖の艱難を忘れて、法禁に陥るものが多く、命を隕し国を亡ぼし、あるいは子孫を亡ぼした。孝武帝の後元年間には、わずかに残っていた遺種もいなくなり、耗（そこ）なった」とある。ゆえに、「功臣」の「国」は武帝の時代には「尽く」のではなく、「耗（そこ）」なってしまった。

第四は恩寵となった「外戚」侯国。『漢書』に「外戚恩沢侯表」があり、「恩沢侯」とは皇帝の私恩によって侯爵を封じられた者を指す。「外戚恩沢侯表」は『史記』にはないものであって、前漢の中頃以後、外戚の勢力が盛んになったことを反映した表であると考えられる。たしかに、「表」に載せる117人のなかに「帝舅」や「后父」等は41人であり、全体の35%を占める。

表の序文に「漢が興ったとき、外戚が與にして天下を定めて、侯に封ぜられた者が二人あった。よって誓いを立て、「劉氏に非ざれば王とせじ。もし功なく、上の置くところに非ずして侯たる者あらば、天下ともにこれを誅せん」と言った。そのため高后が呂氏の一族を王にしようとした際、王陵は廷争した。景帝が王氏を侯に封じようとした際、脩侯は主上の顔色を犯して手きびしく諫めた。そのためついに官を廃めしりぞけられた。その後、薄昭・竇嬰・上官・衛・霍が侯に封ぜられたのは、功勞を以て爵を受けたものである。その他、皇后の父の場合は『春秋』の、紀子を褒め尊んで侯とした義に拠るもの、また、帝の舅の場合は『詩』「大雅」の、外親を恩寵しようとして申伯を謝邑に封じた意に縁るもので、その範囲はしだいに広がった」とある。やはり、前漢の武帝期以後、外戚を恩寵する時代に入ったことがわかる。

第五は新生たる官僚（特に士大夫）の侯国。『漢書』「外戚恩沢侯表」のなかに外戚として恩沢された侯が多く存在する一方で、「丞相を以つて侯される」ケースも少なくない。例えば、「表」の序文に「武帝のときに至つて、元勳・宿將はほぼ尽きていなくなった。たまたま主上もまた文学（がくもん）を興し、世を避けている隠士を抜擢し、かくて公孫弘は海のほとりから身を起こして宰相に登り、そこで列侯の爵をもってこれを尊寵した。また前代をたずね求め、故老にはかり問うて、初めて周の後裔を得たので、またこれに爵邑を加えた。それ以来、宰相はことごとく侯に封ぜられた。元帝・成帝の

間に、おかれて殷の世系を得、これを賓客としての位に置いた」とある。

たしかに、武帝が公孫弘を抜擢して宰相に登らしめ、列侯の爵をもってこれを尊寵したあとに、前漢時代の「文学」により官僚となった人物、すなわち士大夫が「侯」に封じられた数は急増した。実は、士大夫侯だけではなく武帝以来官僚が功あらば侯に封じられる道が開き始め、官僚侯の侯国が多くなった。かれらの名前と数は「外戚恩沢侯表」のデータを「以丞相（三公）侯」と「以（某職）侯」という二分類に分けてまとめれば下表のとおりである。

ここで分かることは、（一）武帝期には「以丞相侯」はあったが、「以（某職）侯」のケースはなかったということであ

『漢書』「外戚恩沢侯表」における「以丞相侯」と「以（某職）侯」<sup>5</sup>たる官僚・士大夫一覧

| 時代  | 「以丞相（三公）侯」      | 「以（某職）侯」                            | 人数 | 備考(総数) <sup>6</sup> |
|-----|-----------------|-------------------------------------|----|---------------------|
| 武帝期 | 公孫弘・石慶・車千秋      |                                     | 3  | 12                  |
| 昭帝期 | 楊敞・蔡義           | 張安世                                 | 3  | 7                   |
| 宣帝期 | 韋賢・魏相・黄覇・于定国    | 趙充国・王遷・田広明・田延年・便楽成・丙吉               | 10 | 20                  |
| 元帝期 | 匡衡              |                                     | 1  | 3                   |
| 成帝期 | 張禹・薛宣・翟方進・孔光    | 何武・師丹                               | 6  | 18                  |
| 哀帝期 | 朱博・王嘉           | 彭宣・董賢・孫寵・息夫躬                        | 6  | 18                  |
| 平帝期 | 馬宮（大司徒）・王崇（大司空） | 甄豐・甄邯・平晏・劉歆・孔永・孫遷・王憚・閻遷・孫建・侯輔・陳馮・杜勳 | 14 | 39                  |
| 合計  | 18              | 25                                  | 43 | 117                 |

る。ゆえに官僚の「封侯」は「以丞相侯」からスタートしたことが確認できる。(二) 43人のなかに17人(下線を引く名前)は儒学出身の士大夫であり、総数の40%を占めていることである。(三) 前漢の末期、すなわち「王莽秉政」の平帝期の14名の人数は武帝以来各時代の人数より多くなったことから、王莽が非常に官僚とくに士大夫を信頼したことが分かる。(四) 前漢期「功」によって「侯」となった文官の台頭が目立ち、それがこの時代の特徴である。

第六は、その他、『漢書』「外戚恩沢侯表」のなかに上述した外戚・丞相などの官職を以って侯とされた例以外には、また、「繼絶世」「王四夷君長」<sup>7</sup>「封方土」「婦人爵邑」などの封国である。例えば、「外戚恩沢侯表」の序文に「古より受命の君及び中興の君は、必ず滅国を再興し絶家を継続し、廢官を修立し逸民を挙用したが、そうした後に天下人心が仁に歸し、四方の政治がよく行なわれた。(中略) 行賞して位を授けるに及んで、爵は功勞によって先後をきめ、官は能力によって序列した。後嗣はおのれを恭しんで業に従い、旧臣は踵を継いでつぎつぎ位にいた(自古受命及中興之君、必興滅繼絶、修廢舉逸、然後天下歸仁、四方之政行焉。(中略) 及其行賞而授位也、爵以功為先後、官用能為次序。後嗣共己遵業、旧臣繼踵居位。)」と言った。これが「興滅繼絶」の政略を以てなされた封侯の例であるが、たとえば武帝時代の周子南君姬嘉は「周後を以て詔して褒せられ侯たり」、成帝時代の殷紹嘉侯孔何斉は「殷の後、孔子世吉の適子を以て侯たり」。また、武帝のときの楽通侯の樂大は、

「方術を以て」侯に封じられた。

### 2・3 前漢封国沿革の特徴とその問題

前漢封国における5つの主なタイプと沿革を表にすれば、「前漢封国沿革表」に示すように、諸侯王国は漢初期に「夸州兼郡、連城数十、宮室百官同制京師」というような強大な勢力であったが、武帝時代から「惟得衣食稅租、不與政事」と弱体化した。「異姓諸侯王」国は秦末の戦争が終わった時の論功行賞の産物であったが、高帝から三代目の文帝時代に至って「尽」きた。それは前漢諸封国の中では最も短命なものといえよう。「功臣」侯国も戦後に「論功而定封」したものだだったが、次第に「子孫は驕慢・放逸で、その先祖の艱難を忘れて、法禁に陥るものが多く、命を隕し国を亡ぼし、あるいは子孫を亡ぼした」として、武帝時代に「靡有孑遺、耗矣」となった。「外戚」侯国は外戚の盛大によって弱い勢力から武帝期に及んでようやく強大な勢力となった。「丞相」侯国の形成は武帝が「興文学(がくもん)、進拔幽隱」という儒者を抜擢する政策とともに、士大夫官僚層の勢力が徐々に成長していったようである。それは前漢代の最も新しい時代的な封国であるといえよう。

したがって、王莽は外戚から出身した「新都侯」であるが、帝国の実権力者でもあり、外戚が君主集権に邪魔になることをよく知っていたので、むしろ士大夫の立場に立ち封国制を改革したのである。上表の「前漢末期」欄に着目すればわかるように、王莽が「秉政」し始めた平帝期における封国勢力として主なものは諸侯王国・

前漢封国沿革表 (○の大きさを勢力を示す。×=勢力ゼロ)

|        | 前漢初期 | 前漢末期 | 特徴                              |
|--------|------|------|---------------------------------|
| 異姓諸侯王国 | ○    | ×    | 地方勢力として消滅された。<br>高帝～文帝に「尽く」した   |
| 諸侯王国   | ○    | ○    | 「横逆」造反して弾圧された。<br>強大な政治勢力 → 弱体化 |
| 「功臣」侯国 | ○    | ○    | 「子孫驕逸」「多陥法禁、隕命亡国」より武帝から「耗な」った   |
| 「外戚」侯国 | ○    | ○    | 外戚の盛大になり。<br>弱い勢力 → 強大化         |
| 「丞相」侯国 | ×    | ○    | 武帝以降士大夫官僚層の形成により、ゼロ～徐々成長        |

力を脅かした「政事」勢力となる最大な敵であったといえよう。「丞相」侯国という勢力は元帝期以来改革路線の中核となる勢力であり、むしろ王莽改革の協力者と考えられる。このように劉氏宗室・外戚・士大夫三者の勢力に対していかなるバランスをとるのが、当時の王莽が向き合わなければならなかった封国の問題である。

「外戚」侯国・「丞相」侯国の三者であった。そのなかで最も勢力を持ったのは「外戚」侯国であり、それは武帝期以後外戚政治が台頭してきた結果である。王莽にとつては「新」帝国の中央集権者への最も強いライバルとなった。二番目の勢力は諸侯王国であり、それはすでに腐敗によって「政事に與からず」と弱体化していたことは確かだが、宗室と血縁をもつということもあり前漢前半においては非常に中央政府の邪魔をしたものであった。これが王莽の権

### 3 王莽「秉政」期における封国制改革

『漢書』「平帝紀」には紀元の前1年に中山王劉行は皇帝の位に即き、「帝年九歳、太皇太后臨朝、大司馬莽秉政、百官総己以聽於莽。」と記されている。王莽は「秉政」してからまもなく元始元年の年始めに速やかに、封国に関する動きを開始した。

#### 3・1 王莽の封国制改革のスタート

『漢書』「平帝紀」の記載によると、王莽が「秉政」しはじめた元始元年春正月に封国にたいしていくつかの動きがあった。まず、1、宗室に「王」「列侯」を封じたこと。2、定陶傅太后などの外戚に「経法を守つて指（さしず）を阿（おもね）らず邪（よこしま）に従わず」、「中山王を迎えて」「即位」させた士大夫らに「関内侯」の爵位や「食邑」を与えたこと。3、「諸侯王・公・列侯・関内侯」の子孫を優遇したことなどである。

『漢書』「平帝紀」に「故の東平王雲の太子開明を立てて王と為し、故の桃郷頃侯の子成都を中山王と為す。また宣帝の耳孫（玄孫の子）信等三十六人を封じて皆列侯と為す。太僕王惲等二十五人は、前に陶傅太后の尊号を議して定めたとき、経法を守り、指（さしず）を阿（おもね）らず邪を従わなかったもので、また右將軍孫建は爪牙・腹心の大臣であり、大鴻臚咸は前に正論して阿らず、のち符節を奉じ使者として中山王を迎えたので、また宗正劉不患・執金吾任岑・中郎將孔永・尚書令姚恂・沛郡太守石詡らは、皆前に建策し東のかたに中山王を迎えてその即位を推進し、事を奉じて周到・

勤勉であったので、関内侯の爵位を賜わり、その食邑にそれぞれ差等があった。即位のため帝が徴（め）された際、途中通過した県邑における二千石以下、佐史までの役人に爵位を賜い、それぞれ差等があった。また諸侯王・公・列侯・関内侯の、子がなくて孫のある者、兄弟の子を養子としている者は、皆それを嗣子とすることができるようにした。公・列侯の嗣子で耐罪以上の罪がある者については、まず申し請わせることにした。宗室との親属関係がまだ尽きないのに、罪のため断絶している者は、その属籍を復活させた」とある。

要するに上述した前漢末期に存在した劉氏宗室・外戚・士大夫三者の勢力に対して、王莽はまず劉氏宗室を支える大義名分を表面に立て、士大夫とは同盟して、外戚を敵として攻撃目標としていたことがわかる。この出来事は、勿論王莽が新しい皇帝として即位するに際しての必要不可欠な作業であったとしても、そこには彼がどのような立場に立って今後の封国改革を行おうとしていたのかの表現でもあったと言える。

### 3・2 王莽の外戚侯にたいする対策

『漢書』「外戚伝」の元寿二年（前1）に、「哀帝が崩御すると、王莽は政事を乗り、役人に丁氏・傅氏の罪悪を奏上させた。莽は太皇太后の詔をもって二氏の一族の官爵をすべて罷免し、丁氏の一族は移されて故郡に帰った。莽は奏上し、傅太后の号を貶（おと）して定陶共王母とし、丁太后の号を丁姬とした」とある。

ここで漢の哀帝が崩御した元寿二年（前1）にも、王莽がいち早

く哀帝の祖母の傅太后と母の丁太后（2人ともすでに死んでいる）の号を降格したことがわかる。実は、数年後2人の御陵を破壊したこともあった。しかし、王莽一族も外戚、しかも前漢時代後期にかけて最も強い一族であったが、王莽は自分の一族をも弾圧したかどうか、それについては『漢書』「王莽伝」に次の史料がある。

元寿二（前1）年、「紅陽侯立は太后の実弟で、位には就いていなかったが、莽は内心、諸父としての立を敬遠し、立が太后に悠容せまらずものを言い、太后をおのれの意のままにさせられなくなることをおそれ、そこでまた（孔）光に立の旧悪を奏上させた。（中略）しかし太后は聞き入れなかった。そこで莽は言った。『いまや漢の王室は衰えて、世ごとに世継ぎがおられず、太后がお独りで幼主に代り政務を統べておられますこと、誠に恐懼に堪えません。つとめて公正を旨として天下の公事を先になされても、なお従いなつかないことを恐れていますのに、いま太后には私恩によって大臣の議論に逆ろうておられますが、このようでは下々の多く邪に傾き、乱はここから起りましょう。よろしくしばらくかわして領国に就かせるのがよく、国家が安定したならその後でまた召されるべきかとぞんじます。』太后はやむを得ず立を領国に就かせた。（紅陽侯立太后親弟、雖不居位、莽以諸父内敬憚之、畏立従容言太后、令己不得肆意、乃復令光奏立旧悪。（中略）太后不聴。莽曰：『今漢家衰、比世無嗣、太后独代幼主統政、誠可畏懼、力用公正先天下、尚恐不従、今以私恩逆大臣議如此、群下傾邪、乱従此起。宜可且遣就国、安後



復徴召之。』太后不得已、遣立就国。」とある。

ここで注目すべきなのは王莽が士大夫らとともに、氏族を問わず傅・丁・王氏らの外戚みなを弾圧したことである。しかもその理由は、「公正を旨として天下の公事を先になされて」、「私恩によって大臣の議論に逆ろう」とはいけないのである。もしそうすれば、「乱はここから起る」ということである。

そののみならず、王莽は自分の息子にまで「私恩」を許さなかった。『漢書』「云敞伝」に、元始三年、「安漢公（莽）の嗣子宇と帝の外戚衛氏とが陰謀をくわだて、宇は獄に下つて死に、衛氏は誅殺された」とある。

そのように王莽は封国の改革を始めた。「郡や国の所屬を再区分して、存廢變改を行」った。

### 3・3 王莽の宗室王侯への「糾正」

『漢書』「平帝紀」に以下の史料があり、王莽が政權を握ってから5年目の元始五年の春正月、王莽が皇帝の宗室の十余万人に対して、「郡・国」ごとに宗師を置いてその氏族を糾正し、秩二千石のうちより徳義ある者を選んで宗師とせよ」とした。

「（元始）五年の春正月、明堂で禘祭した。諸侯王二十八人・列侯百二十人・宗室の子弟九百余人が徴（め）されて祭事を助けた。礼式終つて、みなそれぞれ封戸を増され、爵位及び金・帛を賜わり、秩禄を増され官職に叙任されたが、それらはまたおのおの差等があつた（五年春正月、禘祭明堂、諸侯王二十八人・列侯百二十人・

宗室子九百余人徴助祭。礼畢、皆益戸、賜爵及金帛、増秩補吏、各有数）」とある。

元始5年、太皇太后は詔を下して言った。「おもうに、帝王は徳を以てまず民をいつくしむ、その次に肉親に及ぼす、と聞いている。昔、堯は九族に睦み、舜は順序をもつて九族に手あつくした。朕は皇帝が幼いので、しばらく国政を統（す）べているが、思うに宗室の子は皆太祖高皇帝の子孫及び兄弟呉頃・楚元の後裔で、漢初から今日に至つて、十余万人おり、その中には王侯の屬もおるとはいえ、互いに糾正しあうことができず、刑罪に陥っている者もあるが、これは教訓の至らぬ咎（とが）である。古伝にも、『君子、親に篤ければ、則ち民、仁に興る。』とあるではないか。それ、宗室の、太上皇以来の族親たる者は、それぞれ世系の氏族を率い、郡・国ごとに宗師を置いてその氏族を糾正し、秩二千石のうちより徳義ある者を選んで宗師とせよ。教訓・命令に従わぬ者、無実の罪で職を失うた者を考察し、宗師は書面を郵送して宗伯に告げ、上聞を請うことができる。常に年の正月をもつて宗師に帛を十匹あて賜うこととする。（蓋聞帝王以徳撫民、其次親親以相及也。昔堯睦九族、舜惇叙之。朕以皇帝幼年、且統国政、惟宗室子皆太祖高皇帝子孫及兄弟呉頃・楚元之後、漢元至今、十有余万人、雖有王侯之屬、莫能相糾、或陷入刑罪、教訓不至之咎也。伝不云乎。『君子篤於親、則民興於仁。』其為宗室自太上皇以来族親、各以世氏、郡国置宗師以糾之、致教訓焉。二千石選有徳義者以為宗師。考察不従教令有冤失

職者、宗師得因郵亭書言宗伯、請以聞。常以歲正月賜宗師帛各十匹。」とある。

つまり、漢の平帝の即位したとき外戚封国を弾圧しながら、大義名分によって大量に王室に爵位を授けたあと、新しく「徳義ある者（士大夫）」を選んで宗師として、厳しく「糾正し」「考察し」ということが始まった。

「前漢時代諸侯国の数一覧表」でわかるのは単純に数で計算すれば王莽が「秉政」した平帝期の王子侯数27は前漢全体の第5位、功

前漢時代諸侯国の数一覧表：（『漢書』『王子侯表』『高帝高后文功臣表』『景武昭宣元成功臣表』『外戚恩沢侯表』より）

| 時代 | 王子侯数 | 功臣侯数             | 外戚恩沢侯数 | 計   |
|----|------|------------------|--------|-----|
| 高帝 | 3    | 153 <sup>9</sup> | 3      | 159 |
| 恵帝 | 0    | 3                | 0      | 3   |
| 呂后 | 3    | 31               | 15     | 49  |
| 文帝 | 14   | 27               | 3      | 44  |
| 景帝 | 7    | 29               | 4      | 40  |
| 武帝 | 178  | 89               | 12     | 279 |
| 昭帝 | 12   | 15               | 7      | 34  |
| 宣帝 | 63   | 36               | 21     | 120 |
| 元帝 | 48   | 6                | 3      | 57  |
| 成帝 | 43   | 30               | 18     | 91  |
| 哀帝 | 9    | 0                | 18     | 27  |
| 平帝 | 27   | 0                | 39     | 66  |
| 総計 | 407  | 419              | 143    | 969 |

臣侯数のゼロ、外戚恩沢侯数39は全体の1位となっていることである。

### 3・4 「政事に與る」事件と王莽版の「衆建諸侯」

「王莽伝」に居摂2年「九月、東郡の太守翟義は都試を行い、兵車騎馬を整備した機会をもって行動を開始した。嚴郷侯劉信を立てて天子とし、郡・国に檄文を飛ばして言うよう、『莽は平帝を毒殺し、代つて天子の位につき、漢の王室を滅ぼそうとしている。今つつしみて天罰を行ない莽を誅伐する』とし、諸郡国は去就に迷い惑い、その衆は十余万人」とある。

「翟方進伝」に居摂2年、「諸將は東のかた陳留郡の菑に至つて、義と会戦して、これを破り、劉璜の首を斬つた。莽は大いに喜んで、また詔を下して言った。『（中略）いままず車騎都尉孫賢ら五十五人を封じてみな列侯とし、封邑の戸数は別に改めて定めることとする。使者をつかわして黄金の印と赤い組紐、および朱輪の車を奉持してこれを軍中で拜授させた』よつて天下に大赦を行った（『諸將東至陳留菑、與義会戦、破之、斬劉璜首。莽大喜、復下詔曰『（中略）今先封車騎都尉孫賢等五十五人皆為列侯、戸邑之数別下。遣使者持黄金印・赤韞緹・朱輪車、即軍中拜授。』因大赦天下。』とある。

その時代の史料からわかるのは以下の四つである。（一）士大夫の一部は平帝の死によつて、王莽に対する反乱を起したこと。（二）一部の宗室諸侯国は王莽に反対する政治的な道具として利用された

こと。(三) 王氏外戚侯は王莽政権を守ったこと。(四) 王莽が『礼記』に基づき、叛乱の弾圧に功勞をあげた将帥たちを功臣侯として侯・伯・子・男・附城(関内) 侯を数百人にしたこと。つまり、王莽は「新」帝国を建立する直前に、士大夫と宗室による造反で、すでに「政事に與(あず)からぬ」宗室封国の質がかわって、王莽を反対する政治勢力となつて、士大夫の一部も信頼でき無くなった。そして、「新」帝国に向かつている王莽が宗室封国を警戒しはじめ、外戚封国に依頼し、新しく功臣封国を創ろうという動きが出てくるのである。

要するに、一連の封爵する動きはむしろ「衆建諸侯而少其力」という文帝期封国政策の王莽版であつたといえよう。

#### 4 「新」帝国における封国「空名」化措置

「王莽伝」には王莽は「撰皇帝当為真」という讖言によって「假皇帝」と号して、年号も「居攝三年を以て初始<sup>10</sup>元年と為す」としたとある。「新」帝国が建立されて、はやくも二つの封国改革する「封拜」という爵官の合一化と「授国」せず五等爵という二大柱を樹立した。それらを述べる前にまず前漢末から王莽期までの「侯」名と地名との分離現象を指摘しておきたい。

##### 4・1 侯名と地名との分離

『漢書』『百官公卿表』に「列侯所食曰国<sup>11</sup>」とあり、この意味する所は前漢時代の「列侯」はみな「国」という「食邑」の具体的

な場所があつたということである。また、『漢書』「王子侯表上」の(唐)顔師古注に「侯所食邑、皆書其郡県於下。其有不書者、史失之也<sup>12</sup>」とあるが、実は「王子侯表」のみならず「高惠高后文功臣表」<sup>12</sup>「景武昭宣元成功臣表」<sup>13</sup>「外戚恩沢侯表」などみな同じ書き方である。すなわち『漢書』の「侯」表に「食邑」の所在する具体的な場所の地名が記載されている。たしかに、前漢の「侯」は殆んど封

王莽一族「侯」「公」「王」の名前と封国関係一覧(「外戚恩沢侯表」により)

| 年代                | 侯名                      | 姓名 | 世代   | 封国所在郡名 | 封国所在県・郷名 | 出典     |
|-------------------|-------------------------|----|------|--------|----------|--------|
| 前漢の元帝期            | 「新都侯」                   | 王莽 | 本人   | 「南陽」   | 新野県、新都郷  | 外戚恩沢侯表 |
|                   | 「陽平侯」                   | 王禁 | 祖父   | 「東郡」   | 陽平県      | 同上     |
|                   | 「安成侯」                   | 王崇 | 叔父   | 「汝南」   | 安成県      | 同上     |
|                   | 「平阿侯」                   | 王譚 | 叔父   | 「沛」    | 平阿県      | 同上     |
|                   | 「成都侯」                   | 王商 | 叔父   | 「山陽」   | 成武県か     | 同上     |
|                   | 「紅陽侯」                   | 王立 | 叔父   | 「南陽」   | 紅陽県      | 同上     |
|                   | 「曲陽侯」                   | 王根 | 叔父   | 「九江」   | 曲陽県      | 同上     |
| 「高平侯」             | 王逢                      | 叔父 | 「臨淮」 | 高平県    | 同上       |        |
| 王莽期 <sup>13</sup> | 「衍功侯」                   | 王光 | 兄子   |        |          | 王莽伝    |
|                   | 「功崇公」                   | 王宗 | 孫    |        |          | 同上     |
|                   | 「褒新侯」<br>「新嘉辟」<br>「新遷王」 | 王安 | 三子   |        |          | 同上     |
|                   | 「賞都侯」<br>「統義陽王」         | 王臨 | 四子   |        |          | 同上     |
|                   | 「功修公」                   | 王興 | 庶子   |        |          | 同上     |
|                   | 「功崇公」                   | 王匡 | 庶子   |        |          | 同上     |
|                   | 「説徳侯」                   | 王林 | 従弟子  |        |          | 同上     |

国所在地の地名に関わる名で命名されているが王莽の時代からその命名は地名から離れる傾向が現われてきた。王莽一族のなかに「侯」「公」「王」の名前と封国関係を例としてあげておく。

「王莽一族」「侯」「公」「王」の名前と封国関係一覽」表でわかるのは前漢時代において列侯の名前は基本的に封国の地名と一致するということである。しかし、王莽期になると「侯」「公」「王」の名前は美号だけで、すなわち封国とは直接なつながりがなくなっている。表に現した王莽が自分の子孫に「侯」「公」「王」を封じたことについて、「王莽伝」に次のように記載されている。

始建國元年正月朔に「そもそも莽の妻は宜春侯王氏の女であったが、今や立って皇后となった。もともと四人の男子を生み、宇・獲・安・臨と名づけた。初めの二人は前に誅殺され、安はいささか薄ぼんやりであったので、やむを得ず臨を皇太子とし、安を新嘉辟とし、宇の子六人を封じて、千を功隆公、寿を功明公、吉を功成公、宗を功崇公、世を功昭公、利を功著公とした。天下に大赦令を下した（初、莽妻宜春侯王氏女、立為皇后。本生四男、宇・獲・安・臨。二子前誅死、安頗荒忽、乃以臨為皇太子、安為新嘉辟。封宇子六人、千為功隆公、寿為功明公、吉為功成公、宗為功崇公、世為功昭公、利為功著公。大赦天下）」

注目すべきなのは王莽が子孫に封じた「侯」「公」「王」の名前は、「新嘉」「新遷」「統義陽」「褒新」「説德」「功隆」「功明」「功成」「功崇」「功昭」「功著」等すべて地名として確認できないことであ

る<sup>14</sup>。また、侯の名の多くに「功」と名付けたことは、やはり王莽が封国にたいしての爵を授与する原則は、上述した「私恩」に反対してきた彼の自己主張と一致している。つまり、王莽が前漢に創られた封国制にたいして「私恩」によって封ずる部分に反対し、「功」によっての封国制改革を目指していたと考えられる。また、「王莽伝上」によると「褒新侯」王安や「賞都侯」王臨の侯名と封国領土とも平帝のときすでに存在したことが確認できる。したがって王莽が地名と侯名を分ける動きは、遅くとも前漢の後期には始まったと考えられるが、「新」帝国の成立したあと、王莽がそのやり方を拡大し、むしろ常態化していったといえよう。

その侯名と地名とが分離していくことの意義は看過すべきではなく、なぜならばそれがのちに封国を「空名」化していく改革の一環であったといえるからだ。

#### 4・2 「封拜」という爵官合一の措置

『漢書』「王莽伝中」の冒頭に「始建國元（9）年正月朔、莽は公侯卿士を帥い皇太后の璽印とその轂を奉じて上太皇太后にたてまつり、符命に順うて、漢の国号を廃止した（莽帥公侯卿士奉皇太后璽轂、上太皇太后、順符命、去漢号焉）」と記したように、王莽はようやく漢朝の国号を廃して自ら皇帝となり、「新（莽）」帝国を建立した。その際に、王莽の第一の仕事は新しい封爵制を創出することであった。その内容は大体、新宗室・旧宗室・輔臣」の封爵ということである。

符命によって「新」帝国の「輔臣」とよばれる朝廷の上層11名の大臣らに官職と爵位とを同時に「封拜」した。

「輔佐の臣がみな封拜せられた。太傅・左輔・驃騎將軍安陽侯王舜を太師として、安新公に封じ、大司徒就德侯平晏を太傅・就新公とし、少阿・義和・京兆尹紅休侯劉歆を國師・嘉新公とし、広漢郡梓潼県の哀章を國將・美新公として、これを四輔と称し、その位を上公とした。太保・後丞承陽侯甄邯を大司馬・承新公とし、丕進侯王尋を大司徒・章新公とし、歩兵將軍成都侯王邑を大司空・隆新公として、これを三公と称した。大阿・右拂・大司空・衛將軍広陽侯甄豊を更始將軍・広新公とし、京兆の王興を衛將軍・奉新公とし、輕車將軍成武侯孫建を立國將軍・成新公とし、京兆の王盛を前將軍・崇新公として、これを四將と称し、都合十一公を封じた（輔臣皆封拜。以太傅・左輔・驃騎將軍安陽侯王舜為太師、封安新公。大司徒就德侯平晏為太傅、就新公。少阿・義和・京兆尹紅休侯劉歆為國師、嘉新公。広漢梓潼哀章為國將、美新公。是為四輔、位上公。太保・後丞承陽侯甄邯為大司馬、承新公。丕進侯王尋為大司徒、章新公。歩兵將軍成都侯王邑為大司空、隆新公。是為三公。大阿・右拂・大司空・衛將軍広陽侯甄豊為更始將軍、広新公。京兆王興為衛將軍、奉新公。輕車將軍成武侯孫建為立國將軍、成新公。京兆王盛為前將軍、崇新公。是為四將。凡十一公。）」

ここで注目すべきなのは、第一に、「新」帝国を建立して、新旧の宗室と「輔臣」にみな爵位を封じたが、孺子の「定安公」を除

いては一切、封土や封国に言及していないこと。第二に、孺子を「定安公」に封じて「計一万戸、方百里の地をもって定安公の国としたが、胡三省の注から判断できるように「此皆空言耳」だったこと。第三に、「輔佐の臣がみな封拜せられた」ことにより、「封」爵と「拜」官とが合一していく傾向があったこと等である。

#### 4・3 平和的な新旧封王制の交代

「王莽伝中」の記載で始建国元（9）年、王莽が「天二日無く、土二王無きは、百王の不易の道也。漢氏、諸侯或いは王と称し、四夷に至るも亦た之の如く、古典に違い、一統に繆（もと）る」と臣下たちに言っただけではなく、また「其れ諸侯王の号を定め皆公と称し、及び四夷号を僭して王と称す者、皆更めて侯と為す（其定諸侯王之号皆称公、及四夷僭号称王者皆更為侯）」という政策を出した。

「新」帝国が建立した初年に出されたこの政策はたしかに実施された。一例をあげてみると、斉悼惠王の劉肥は高帝の子として高帝六（前201）年に立った。この斉王国は劉邦が封じた同姓諸王国のなか、最大の国であった。のちに呂后が専権したとき四つに分かれ、文帝のときさらに七つの諸侯国に分かれた<sup>15</sup>。『漢書』「諸侯王表」に斉王国が十世まで伝えられたが、王莽によって滅亡されたことについて「十世。鴻嘉二年、哀王雲嗣、一年薨、亡後。永始元年、王儗以雲弟紹封、二十五年、王莽篡位、貶為公、明年廢」と記されている。すなわち斉王は漢の成帝鴻嘉二（前19）年に十世斉王

『漢書』「諸侯王表」にみられる王莽より王国へ「貶」と「廢」

|    | 封国   | 継承関係   | 備考  |
|----|------|--|---|
| 1  | 齊王国  | 十世：鴻嘉二年，哀王雲嗣，一年薨，亡後。永始元年，王伉以雲弟紹封，二十五年，王莽篡位，貶為公，明年廢。                      |   |
| 2  | 濟北王国 | 九世：建平四年，王永嗣，十二年，王莽篡位，貶為公，明年廢。  |   |
| 3  | 梁王国  | 八世：陽朔元年，王立嗣，二十七年，元始三年，有罪，廢，徙漢中，自殺。元始五年二月丁酉，王音以孝王玄孫之曾孫紹封，五年，王莽篡位，貶為公，明年廢。 |   |
| 4  | 代王国  | 八世：広宗。元始二年四月丁酉，王如意以孝王玄孫之子紹封，七年，王莽篡位，貶為公，明年廢。                             |   |
| 5  | 河間王国 | 九世：建平二年，王尚嗣，十四年，王莽篡位，貶為公，明年廢。  |   |
| 6  | 魯王国  | 六世：建平三年六月辛卯，王闕以頃王子郿郷侯紹封，十三年，王莽篡位，貶為公，明年，獻神書言莽德，封列侯，賜姓王。                  | ここで「廢」と記さないが「封列侯，賜姓王」というのは王氏の侯となったが劉氏の王国としては「滅」したのは違いない <sup>16</sup> 。 |
| 7  | 江都王国 | 五世：広世。元始二年四月丁酉，王宮以易王庶孫盱眙侯子紹封，五年，王莽篡位，貶為公，明年廢。                            |   |
| 8  | 趙王国  | 七世：元延三年，王隱嗣，十九年，王莽篡位，貶為公，明年廢。  |   |
| 9  | 長沙王国 | 九世：居摂二年，舜嗣，二年，王莽篡位，貶為公，明年廢。  |   |
| 10 | 中山王国 | 九世：広平。建平三年正月壬寅，王漢以夷王弟紹封，十三年，王莽篡位，貶為公，明年廢。                                |   |
| 11 | 広川王国 | 七世：居摂元年，王赤嗣，三年，王莽篡位，貶為公，明年廢。   |   |
| 12 | 膠東王国 | 八世：陽朔二年，王育嗣，三十三年，王莽篡位，貶為公，明年廢。   |   |
| 13 | 六安王国 | 五世：陽朔二年，王育嗣，三十三年，王莽篡位，貶為公，明年廢。   |   |
| 14 | 常山王国 | 九世：綏和二年，王楊嗣，十六年，王莽篡位，貶為公，明年廢。  |   |
| 15 | 泗水王国 | 五世：元延三年，王靖嗣，十九年，王莽篡位，貶為公，明年廢。  |   |
| 16 | 燕王国  | 七世：建平四年，王嘉嗣，十二年，王莽篡位，貶為公，明年廢。  |   |
| 17 | 広陵王国 | 六世：居摂二年，王宏嗣，三年，王莽篡位，貶為公，明年廢。   |   |
| 18 | 高密王国 | 四世：鴻嘉元年，王慎嗣，二十九年，王莽篡位，貶為公，明年廢。   |   |
| 19 | 淮陽王国 | 五世：元寿二年，王續嗣，十九年，王莽篡位，貶為公，明年廢。  |   |
| 20 | 中山王国 | 元始元年二月丙辰，王成都以思王孫桃郷頃侯宣子立，奉中山孝王後，八年，王莽篡位，貶為公，明年，獻神書言莽德，封列侯，賜姓王。            | 「封列侯，賜姓王」   |
| 21 | 楚王国  | 五世：元寿元年，王紆嗣，十年，王莽篡位，貶為公，明年廢。   |   |
| 22 | 信都王国 | 綏和元年十一月壬子，王景以孝王孫立為定陶王，奉恭王後，三年，建平二年，徙信都，十三年，王莽篡位，貶為公，明年廢。                 |   |

となったが、その末王の劉俚が永始元（前16）年に封じられてから二十五年を経て、ついに王莽の始建国元（9）年に「貶されて公と為」った。勿論、齊王封国の崩壊は孤例ではなく、同じような多数

の例を並べると左表となる。ここで重要なのは王莽が「新」帝国を建立したとき、そもそも劉姓諸侯王の殆んどは「政事に與らぬ」となっており、残った一部の

王もすでに弱体化していたことである。このような弱い旧劉氏宗室の諸侯王に対して「貶」して「廢」するという政策を行った。ここでの「王莽篡位」は王莽始建国元（9）年に建国したことを指して、表であらわしたように考証できる旧劉氏の王国は少なくとも22国である。これらの封国を滅ぼしたのは、政權交代による必然的な措置だとはいえ、王莽が柔軟なやり方でまず「貶」して一年置いて、おそらく臣や民の反応をみて特に反発されなかったので、翌年に「廢」にまで至り、平和的に旧王朝の地方領土経営の二大柱の一本といえる王国を徹底的に消滅させた。その次にはもう一本の柱となつた侯国の消滅も、まもなく実現させることとなつた。

『漢書』「王子侯表」にみられる王莽より「王子侯」を「絶」する例（文末の附表「漢書」「王子侯表」みられる王莽より「王子侯」を「絶」する例）をみる）は筆者の統計によると総計207人となり、その数は前漢時代429人の王子侯総数の48・2%、すなわち約半数を占める。

以上のように王莽が「新」帝国を建立した初期、王氏一族の新しい宗室を組み立てると同時に、旧劉氏宗室を流血を伴わずに消滅させたことは中国歴史上にもほぼ前例ないことを実現したといえる。

もう一方では新しい封爵制を創出した。王莽は旧宗室にたいしてもう一つの柔軟政策を打ち出した。すなわち劉氏宗室の次世代の皇帝予定者の孺子を「定安公」として、永く新皇室の賓客としよう」とした。「平原・安德・潁陰・鬲・重丘の計一万户、方百里の地をもつ

て定安公の国とする。漢の祖宗の廟をその国内に立て、周の後裔と並んで、漢の正朔・服色を施行せよ」（『王莽伝中』）とした。たしかにそれは『資治通鑑』『漢紀』二十九にある胡三省の注に「此皆空言耳」<sup>17</sup>とある通りであるが、本研究としてはこれこそ王莽が封国制を「空名」化する改革の一環であつたと考える。

要するに、上の史料を本論の冒頭に出した「莽が空言を好み、古法を慕い、人に封爵を与えることの多かつたのも、実は本性が吝嗇だからであり、地理制度がまだ定まらないことに託けたにすぎず、それゆえとにかく茅土を授けて、封ぜられる者を慰（なぐさ）めまた喜ばせたのである」という史料と比べると、ここで新宗室・旧宗室・輔臣」の封爵はいずれも爵名のみあたえる「空言」だつたと考える。すなわち「拜」官とは実の官職だが、「封」爵とは空名にすぎないことがわかる。

## 5 王莽の封国改革の特徴と意義

### 5・1 次第に破綻した封国制を修復する特徴

上述した王莽の封国改革をまとめてみれば、その進行プロセスには以下のような段階性があつたであろう。第一段階の前漢末の平帝元始元（1）年から居攝三（8）年までは改革の前期であり、そこにおいては外戚勢力の弾圧と宗室勢力を「衆建」したという特徴がある。第二段階の「新」帝国建立した始建国元（9）年から天鳳3（16）年までは「封拜」の職・爵合一と「授国」せずという前漢の

封国制を潰したという特徴がある。第三段階の天鳳4(17)年から地皇4(23)年までは既定の2つの改革措置を施行しながら、封国を完全に「空名」化するという特徴がある。

## 5・2 王莽封国制改革の後時代への影響

『三国志』「魏書、武帝紀」に建安二十(215)年「冬十月、始めて名号を置き、侯、五大夫に至り(冬十月、始置名号侯至五大夫)」とあり、すなわち、後漢末、曹操は列侯・関内侯の下に名号侯十八級、中侯十七級、関外侯十六級、五大夫侯十五級を置き、当時の蜀・呉兩國を所轄する邑名を之に封じて、「楚漢の際」の「或空受爵」のように受爵者は「名号」だけを受けて「邑地」を受けなかったのである。南朝の宋の裴松之の注ではこの「名号侯」制を「虚封」と呼び始めた<sup>18</sup>。また、次に挙げるのは三国魏初期の例である。

『三国志』「魏書、武文世王公伝」に「魏氏の王公、みな徒だ国土の名があるのみして社稷の実無き(魏氏王公、既徒有国土之名、而無社稷之実)」とあり、注に引く『袁子』に「魏、興り、大乱の後を承り、民人損減し、則るに古を以て始める可からず。是に於いて侯王を封建し、皆な地に寄せしむ、空名にして其实無し。王国、老兵百余人有らひの以て其国を衛る。王侯の号有ると雖も、而して乃ち匹夫たるに儕し。(魏興、承大乱之後、民人損減、不可則以古始。於是封建侯王、皆使寄地、空名而無其实。王国使有老兵百餘人、以衛其国。雖有王侯之号、而乃儕為匹夫)」とある。

ここでの「其实無」き王や公の「国」とは「空名」でしかなく、イデオロギー的存在であったことであるといえよう。以上に論じたように、王莽は「多く人に爵を封じ」ても「未だ国邑を授け」ざる仕方は、まさに漢末曹魏時代の「空名」封国制のお手本といえよう。さらに「唐宋以下、封国但だ空名を取り、而して其の地有らず(唐宋以下、封国但取空名、而不有其地)」<sup>19</sup>な時代にも影響があったと考えられる。

## 5・3 王莽「空名」化封国制改革の意義

王莽が外戚勢力を弾圧したのは前漢の武帝からのやり方の延長として、後漢時代前期まで影響するに至った。彼がまた「衆建諸侯」という前漢のやり方を活かして、「四夷」まで拡大した宗室諸侯を減滅したのも、のちの時代の中華帝国を中心とした東アジアの宗主冊封制の発端にあたると思われる。「封拜」の職・爵合一するやり方を常態化していたのは秦漢以来の民爵・軍功爵・士大夫爵制を活かした結果であり、後の時代の職・爵合一制度への影響がある。封国制を「空名」化したのは、後漢末ないし唐宋以降封国の「空名」化に繋がっているといても過言ではない。

つまり、王莽封国改革は周王朝の古典的な「五等爵」制度の名義をうまく利用し、すなわち儀式だけ「復古」したが、実際に中身はすべて前漢帝国で創造された封国制の破綻に対する秦漢以来の爵位制を活用した改善策であったわけで、この王莽「空名」化封国制改革は、後の2000年にわたって中華帝国および東アジア全体に非



常に大きな影響を与え続けたという歴史的な位置付けを下したい。

## 6 おわりに

封国制は前漢帝国（前206～8）に創造された地方領土経営の最重要政策であるが、統一帝国の中央集権体制の課題でもあった。封国制の地方経営役を活かしつつも中央政権に邪魔にならないようにするということが、前漢政権を交代した「新（莽）」帝国の皇帝王莽が直面する難問となった。本文では王莽がどのように前漢末期に存在していた旧宗室・外戚・官僚などの三つの封国とぶつかり、どのように旧宗室封国を「絶」して新宗室封国を弱体化し、外戚封国を滅ぼし、官僚封国を利用したのかについてその経緯を明らかにした上で、どのように前漢時代における「空名」封国の特例を真似て封国制の一部を架空する恒例として「空名」化制度改革を試したかという特徴を解明した。また、この改革は途中で帝国の滅亡にももに失敗したが、後の時代の価値あるお手本となったことにも言及した。

### 【附表】

『漢書』「王子侯表」みられる王莽より「王子侯」を「絶」する例

| 侯名     | 「王莽篡位，絶」たる事例                             | 出典・備考        |
|--------|--|--------------|
| 徳哀侯    | 七世：元寿二年五月甲子，侯勲以廣玄孫之孫長安公乘紹封，千戸，九年，王莽篡位，絶。 | 中華書局『漢書』429頁 |
| 上高祖（1） | 高后・文帝・景帝（0）                              |              |
| 臨衆敬侯   | 七世：侯商嗣，王莽篡位，絶。                           | 440          |
| 阿武戴侯   | 六世：侯長久嗣，王莽篡位，絶。                          | 448          |
| 州郷節侯   | 六世：侯禹嗣，王莽篡位，絶。                           | 449          |
| 羽康侯    | 侯棄嗣，王莽篡位，絶。                              | 452          |
| 利昌康侯   | 六世子：侯換嗣，王莽篡位，絶。                          | 454          |
| 公丘夷侯   | 七世：侯元嗣，王莽篡位，絶。                           | 456          |
| 爲氏節侯   | 侯鄴嗣，王莽篡位，絶。                              | 457          |
| 南城節侯   | 六世：侯友嗣，王莽篡位，絶。                           | 462          |
| 臨樂敦侯   | 侯廣都嗣，王莽篡位，絶。                             | 463          |
| 被陽敬侯   | 六世：侯廣嗣，王莽篡位，絶。                           | 464          |
| 定敷侯    | 定侯乘嗣，王莽篡位，絶。                             | 464          |
| 稲夷侯    | 侯永嗣，王莽篡位，絶。                              | 464          |
| 柳康侯陽   | 六世 侯守嗣，王莽篡位，絶。                           | 465          |
| 雲夷侯    | 侯得之嗣，王莽篡位，絶。                             | 465          |
| 牟平共侯   | 七世 侯隆嗣，王莽篡位，絶。                           | 467          |
| 樊輿節侯   | 侯自予嗣，王莽篡位，絶。                             | 467          |
| 夫夷敬侯   | 六世 侯商嗣，王莽篡位，絶。                           | 469          |
| 都梁敬侯   | 六世 侯佗人嗣，王莽篡位，絶。                          | 469          |
| 衆陵節侯   | 侯骨嗣，王莽篡位，絶。                              | 470          |

|                            |                           |                         |
|----------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 虜葭康侯                       | 侯永嗣，王莽篡位，絶。               | 471                     |
| 虚水康侯                       | 侯敞嗣，王莽篡位，絶。               | 473                     |
| 廣饒康侯                       | 甘露元年，侯麟嗣，王莽篡位，絶。          | 474                     |
| 餅敬侯成                       | 侯閔嗣，王莽篡位，絶。               | 474                     |
| 皋虞煬侯                       | 六世 侯樂嗣，王莽篡位，絶。            | 476                     |
| 魏其煬侯<br>上孝武 (25)           | 侯嘉嗣，王莽篡位，絶。               | 476                     |
| ここより「表下」となり <sup>20)</sup> |                           |                         |
| 松茲戴侯                       | 侯均嗣。王莽篡位，絶者凡百八十一人。        | 師古注に「此下言免絶者皆是也」とある。483頁 |
| 蘭旗頃侯                       | 侯位嗣，絶。                    | 484                     |
| 容丘戴侯                       | 侯昭嗣，絶。                    | 484                     |
| 良成頃侯                       | 侯閔嗣，絶。                    | 484                     |
| 蒲領煬侯                       | 侯京嗣，免。                    | 485                     |
| 南曲煬侯                       | 侯尊嗣，免。                    | 485                     |
| 高城節侯                       | 侯馮嗣，免。                    | 485                     |
| 江陽侯                        | 六年十一月乙丑封，十年，元康元年，坐役使附落免。  | 486                     |
| 上孝昭十二 (8)                  |                           |                         |
| 朝陽荒侯 (済南)                  | 侯安国嗣，免。                   | 486                     |
| 平曲節侯 (東海)                  | 侯農嗣，免。                    | 486                     |
| 南利侯 (汝南)                   | 七月壬子封，五年，地節二年，坐賊殺人免。      | 487                     |
| 安定戾侯 (鉅鹿)                  | 侯昱嗣，免。                    | 487                     |
| 修市原侯 (勃海)                  | 侯雲嗣，免。                    | 487                     |
| 東趨昌侯 (勃海?)                 | 侯祖嗣，免。                    | 487                     |
| 新郷侯 (勃海?)                  | 侯佟嗣，元始元年上書言王莽宜居撰，莽篡位，賜姓王。 | 488                     |
| 東陽節侯 (勃海?)                 | 侯伯造嗣，免。                   | 488                     |
| 新昌節侯 (琢)                   | 侯晋嗣，免。                    | 488                     |
| 邯葑節侯 (魏)                   | 侯定嗣，免。                    | 489                     |
| 樂陽繆侯 (常山)                  | 侯鎮嗣，免。                    | 489                     |
| 桑中戴侯 (常山)                  | 元延二年，侯舜以敬弟紹封，十九年免。        | 489                     |
| 景成原侯 (勃海)                  | 節侯福嗣，免。                   | 490                     |
| 平隄巖侯 (鉅鹿)                  | 侯迺始嗣，免。                   | 490                     |
| 樂郷憲侯 (鉅鹿)                  | 侯地緒嗣，免。                   | 490                     |
| 高郭節侯 (鉅鹿?)                 | 六世 侯發嗣，免。                 | 491                     |
| 樂望孝侯 (北海)                  | 侯起嗣，免。                    | 491                     |
| 成康侯 (北海)                   | 侯新嗣，免。                    | 491                     |
| 柳泉節侯 (南陽)                  | 侯永昌嗣，免。                   | 491                     |
| 復陽巖侯 (南陽)                  | 侯道嗣，免。                    | 492                     |
| 高城節侯                       | 侯馮嗣，免。                    | 492                     |
| 海昏侯 (豫章)                   | 侯会邑嗣，免，建武後封。              | 493                     |
| 曲梁安侯 (魏郡)                  | 侯瓠辯嗣，免。                   | 493                     |
| 樂信頃侯 (鉅鹿)                  | 侯涉嗣，免。                    | 494                     |
| 廣郷孝侯 (鉅鹿)                  | 侯充国嗣，免。                   | 494                     |
| 平利節侯 (魏郡)                  | 侯旦嗣，免。                    | 494                     |
| 平郷孝侯 (魏郡)                  | 侯陽嗣，免。                    | 494                     |
| 西梁節侯 (鉅鹿)                  | 侯敞嗣，免。                    | 495                     |
| 歴郷康侯 (鉅鹿)                  | 侯東之嗣，免。                   | 495                     |
| 陽城愍侯                       | 侯報嗣，免。                    | 495                     |
| 武陶節侯 (鉅鹿)                  | 侯京嗣，免。                    | 496                     |
| 利郷孝侯 (常山)                  | 侯国嗣，免。                    | 496                     |
| 都郷孝侯 (東海)                  | 侯漆嗣，免。                    | 497                     |

|                       |                             |     |
|-----------------------|-----------------------------|-----|
| 昌慮康侯 (泰山)             | 侯蓋嗣, 免。                     | 497 |
| 山鄉節侯 (東海)             | 侯丘嗣, 免。                     | 497 |
| 建陵靖侯 (東海)             | 侯連文嗣, 免。                    | 497 |
| 東安孝侯 (東海)             | 侯拔嗣, 免。                     | 498 |
| 建陽節侯 (東海)             | 侯並嗣, 免。                     | 498 |
| 高鄉節侯 (琅邪)             | 侯革始嗣, 免。                    | 498 |
| 茲鄉孝侯 (琅邪)             | 侯宇嗣, 免。                     | 498 |
| 都平愛侯 (東海)             | 侯堪嗣, 免。                     | 498 |
| 即來節侯 (琅邪)<br>上孝宣 (42) | 侯欽嗣, 免。                     | 498 |
| 桃煬侯 (鉅鹿)              | 侯狗嗣, 免。                     | 498 |
| 安平釐侯 (鉅鹿)             | 侯嘉嗣, 免。                     | 500 |
| 陽山節侯 (桂陽)             | 侯買奴嗣, 免。                    | 500 |
| 昆山節侯 (琅邪)             | 侯儀嗣, 免。                     | 500 |
| 折泉節侯 (琅邪)             | 侯詔嗣, 免。                     | 500 |
| 博石頃侯 (琅邪)             | 侯獲嗣, 免。                     | 500 |
| 式節侯 (泰山)              | 元延元 (前12) 年, 侯萌以霸弟紹封, 十九年免。 | 501 |
| 臨鄉頃侯 (涿)              | 侯交嗣, 免。                     | 501 |
| 西鄉頃侯 (涿)              | 侯景嗣, 免。                     | 501 |
| 陽鄉思侯 (涿)              | 侯度嗣, 免。                     | 501 |
| 益昌頃侯 (涿)              | 侯福嗣, 免。                     | 501 |
| 羊石頃侯 (北海)             | 侯順嗣, 免。                     | 501 |
| 石鄉煬侯 (北海)             | 侯建国嗣, 免。                    | 501 |
| 新城節侯 (北海)             | 侯霸嗣, 免。                     | 501 |
| 上鄉侯(北海)               | 三月封, 三十九年免。                 | 502 |
| 于鄉節侯(東海)              | 侯聖嗣, 免。                     | 502 |
| 石山節侯                  | 釐侯嘉嗣, 免。                    | 502 |
| 都陽節侯                  | 侯閔嗣, 免。                     | 502 |
| 參封侯嗣                  | 侯殷嗣, 免。                     | 502 |
| 襄平侯                   | 五年三月封, 四十七年免。               | 502 |
| 鄭頃侯                   | 侯良嗣, 免。                     | 503 |
| 平寨節侯                  | 侯宝嗣, 免。                     | 503 |
| 菑鄉釐侯(濟南)              | 侯逢喜嗣, 免。                    | 503 |
| 東鄉節侯 (沛)              | 侯護嗣, 免。                     | 503 |
| 溧陽侯欽 (沛)              | 侯畢嗣, 免。                     | 504 |
| 高柴節侯 (沛)              | 侯隱嗣, 免。                     | 504 |
| 臨都節侯                  | 侯息嗣, 免。                     | 504 |
| 高質侯                   | 侯便翁嗣, 免。                    | 504 |
| 北鄉侯                   | 四年六月封, 四十三年免。               | 504 |
| 蘭陵節侯                  | 侯便強嗣, 免。                    | 505 |
| 廣平節侯                  | 侯德嗣, 免。                     | 505 |
| 博鄉節侯                  | 侯就嗣, 免。                     | 505 |
| 栢鄉戴侯                  | 侯譚嗣, 免。                     | 505 |
| 安鄉孝侯                  | 侯合衆嗣, 免。                    | 505 |
| 廣釐侯 (齊)               | 侯宇嗣, 免。                     | 505 |
| 平節侯 (齊)               | 侯嘉嗣, 免。                     | 505 |
| 上孝元 (36)              |                             |     |
| 順陽侯                   | 正月封, 三十九年免。                 | 506 |
| 樂陽侯                   | 正月封, 三十九年免。                 | 506 |
| 平城釐侯                  | 侯理嗣, 免。                     | 506 |
| 密鄉頃侯                  | 侯敞嗣, 免。                     | 506 |
| 樂都煬侯                  | 侯延年嗣, 免。                    | 506 |

|          |                                |     |
|----------|--------------------------------|-----|
| 卑梁侯      | 正月封，三十九年免。                     | 506 |
| 膠陽侯      | 正月封，三十九年免。                     | 506 |
| 武鄉侯      | 侯勁嗣，免。                         | 506 |
| 成鄉釐侯     | 侯德嗣，免。                         | 507 |
| 麗茲共侯     | 侯放嗣，免。                         | 507 |
| 廣戚煬侯     | 子嬰，居攝元年為孺子，王莽篡位，為定安公，莽敗，死。     | 507 |
| 陰平釐侯     | 侯詩嗣，免。                         | 507 |
| 陰平釐侯（承鄉） | 元始元年二月丙午，侯闕以孝王孫封，八年免。          | 507 |
| 樂平侯（外黃）  | 元始元年二月丙辰，侯圉以憲王孫封，八年免。          | 508 |
| 樂平侯（高陽）  | 二月丙辰，侯並以憲王孫封，八年免。              | 508 |
| 樂平侯（平陸）  | 二月丙辰，侯寵以憲王孫封，八年免。              | 508 |
| 郟鄉侯（宰鄉）  | 侯延以頃王孫封，八年免。                   | 509 |
| 建鄉釐侯     | 侯自當嗣，免。                        | 509 |
| 安丘侯      | 鴻嘉元年正月癸巳封，二十八年免。               | 509 |
| 栗鄉頃侯     | 侯玄成嗣，免。                        | 509 |
| 栗鄉頃侯（金鄉） | 元始元年二月丙辰，侯不害以思王孫封，八年免。         | 509 |
| 栗鄉頃侯（平通） | 二月丙辰，侯且以思王孫封，八年免。              | 510 |
| 栗鄉頃侯（湖鄉） | 二月丙辰，侯開以思王孫封，八年免。              | 510 |
| 桑丘侯（陽興）  | 二月丙辰，侯寄生以思王孫封，八年免。             | 511 |
| 桑丘侯（陵陽）  | 二月丙辰，侯嘉以思王孫封，八年免。              | 511 |
| 桑丘侯（高樂）  | 二月丙辰，侯修以思王孫封，八年免。              | 511 |
| 桑丘侯（平邑）  | 二月丙辰，侯閔以思王孫封，八年免。              | 512 |
| 桑丘侯（平纂）  | 二月丙辰，侯況以思王孫封，八年免。              | 512 |
| 桑丘侯（合昌）  | 二月丙辰，侯輔以思王孫封，八年免。              | 512 |
| 桑丘侯（伊鄉）  | 二月丙辰，侯開以思王孫封，八年免。              | 512 |
| 桑丘侯（就鄉）  | 二月丙辰，侯不害以思王孫封，八年免。             | 513 |
| 桑丘侯（膠鄉）  | 二月丙辰，侯武以思王孫封，八年免。              | 513 |
| 桑丘侯（宜鄉）  | 二月丙辰，侯恢以思王孫封，八年免。              | 513 |
| 桑丘侯（昌城）  | 二月丙辰，侯豐以思王孫封，八年免。              | 514 |
| 桑丘侯（樂安）  | 二月丙辰，侯禹以思王孫封，八年免。              | 514 |
| 桃鄉頃侯     | （成帝鴻嘉）二年正月戊子封。侯立嗣，免。           | 514 |
| 新陽頃侯     | （成帝鴻嘉二年）五月戊子封。侯級嗣，免。           | 514 |
| 陵石侯      | （鴻嘉）四年六月乙巳封，二十五年免。             | 514 |
| 祁鄉節侯     | 永始二年五月乙亥封。侯富嗣，免。               | 515 |
| 富陽侯      | 三年三月庚申封，二十三年免。                 | 515 |
| 曲鄉頃侯（濟南） | 六月辛卯封，十七年薨。侯雲嗣，免。              | 515 |
| 桃山侯      | 四年五月戊申封，二十一年免。                 | 515 |
| 昌陽侯      | 五月戊申封，二十一年免。                   | 515 |
| 臨安侯      | 五月戊申封，二十一年免。                   | 515 |
| 徐鄉侯（齊）   | 元延元年二月癸卯封，二十一年，王莽建國元年，舉兵欲誅莽，死。 | 516 |
| 臺鄉侯      | （成帝元延）二年正月癸卯封，十八年免。            | 516 |
| 西陽頃侯（東萊） | 四月甲寅封。侯偃嗣，免。                   | 516 |
| 安國侯      | 六月丙寅封，十六年免。                    | 516 |
| 梁鄉侯      | 六月丙寅封，十六年免。                    | 516 |
| 襄鄉頃侯     | 六月丙寅封。侯章嗣，免。                   | 517 |
| 容鄉釐侯     | 六月丙寅封。侯弘嗣，免。                   | 517 |
| 緇鄉侯      | 六月丙寅封，十六年免。                    | 517 |
| 廣昌侯      | 六月丙寅封，十六年免。                    | 517 |
| 都安節侯     | 六月丙寅封。侯胥嗣，免。                   | 517 |
| 樂平侯      | 六月丙寅封，十六年免。                    | 517 |
| 方鄉侯      | 六月丙寅封，十六年免。                    | 517 |

|                 |   |     |
|-----------------|---|-----|
| 庸鄉侯             | 三年七月庚午封，十五年免。   | 517 |
| <b>上孝成 (58)</b> |   |     |
| 南昌侯             | 建平二年五月丁酉封，十二年免。                                       | 518 |
| 嚴鄉侯             | 五月丁酉封，四年，坐父大逆，免，元始元年復封。六年，王莽居攝二年，東郡太守翟義拳兵，立信為天子，兵敗，死。 | 518 |
| 武平侯             | 五月丁酉封，四年，坐父大逆，免，元始元年復封，居攝二年拳兵死。                       | 518 |
| 陵鄉侯             | 四年三月丁卯封，至王莽六年，拳兵欲誅莽，死。                                | 519 |
| 武安侯             | 三月丁卯封，二年，元壽二年，坐使奴殺人免，元始元年復封，八年免。                      | 519 |
| 湘鄉侯             | 五月丙午封，十一年免。   | 519 |
| 方樂侯             | 元壽元年五月乙卯封，十一年免。                                       | 519 |
| 宜禾節侯            | 二年四月丁酉封。侯恢嗣，免。  | 520 |
| 富春侯             | 四月丁酉封，十年免。  | 520 |
| <b>右孝哀 (9)</b>  |   |     |
| 陶鄉侯             | 元始元年二月丙辰封，八年免。  | 520 |
| 螯鄉侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 520 |
| 昌鄉侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 520 |
| 新鄉侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 520 |
| 郟鄉侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 521 |
| 新城侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 521 |
| 宜陵侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 521 |
| 堂鄉侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 521 |
| 成陵侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 521 |
| 成陽侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 521 |
| 復昌侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 521 |
| 安陸侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 522 |
| 梧安侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 522 |
| 朝鄉侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 522 |
| 扶鄉侯             | 二月丙辰封，八年免。  | 522 |
| 方城侯             | 〔元始〕二年四月丁酉封，七年免。                                      | 522 |
| 當陽侯             | 四月丁酉封，七年免。  | 522 |
| 廣城侯             | 四月丁酉封，七年免。  | 523 |
| 春城侯             | 四月丁酉封，七年免。  | 523 |
| 昭陽侯             | 五年閏月丁酉封，四年免。  | 523 |
| 承陽侯             | 閏月丁酉封，四年免。  | 523 |
| 信昌侯             | 閏月丁酉封，四年免。  | 523 |
| 呂鄉侯             | 閏月丁酉封，四年免。  | 523 |
| 李鄉侯             | 閏月丁酉封，四年免。  | 524 |
| 宛鄉侯             | 閏月丁酉封，四年免。  | 524 |
| 壽泉侯             | 閏月丁酉封，四年免。  | 524 |
| 杏山侯             | 閏月丁酉封，四年免。  | 524 |
| <b>上孝平 (28)</b> |   |     |
| 計207            |   |     |

<sup>1</sup> 前漢の元帝以降になると、朝廷での国会議論では合理か不合理かを判断する基準は古典・古制に合うかどうかをもっとも基礎的な標準であった。それが当時の時代風潮となった。拙作の「漢元帝以降前漢の「是古非今を好む」改革について―新莽復古改革の由来も含めて―」『異文化研究』第12号（2018年3月）を参照。

<sup>2</sup> 『漢書』「諸侯王表」に「不與政事」の「與」について顔師古の注に「與読曰豫」とあり、すなわち與は豫と通じてあずかる、かわる意である。

<sup>3</sup> 内藤湖南に「漢書の表は、大体漢代のこととは史記の表を取り、それに書き継いだだけであるが、その外に、外戚恩沢侯表があり、これは史記にないところであって、前漢の中頃以後、外戚の勢力が盛になったため、自然かかる表を必要としたのであらう。」（『支那史学史』七「史記漢書以降の史書の発展」、『内藤湖南全集』第11巻p157）という史評がある。

<sup>4</sup> 『漢書』「外戚恩沢侯表」によれば封侯したのは「孝恵子」4人、「帝舅」3人、「帝舅子」1人、「王舅」3人、「后父」5人、「后兄」1人、「后弟」1人、「后姉子」1人、「太后姉子」2人、「太后弟」3人、「太后従弟」1人、「太后兄子」1人、「太后昆弟子」4人、「太后同母弟子」1人、「太太后従父弟」2人、「太子外祖父」1人、「太子外祖父同産弟」2人、「女孫為皇后」1人、「皇考舅子」3人、「行謹重為宗室率」1人、計41人である。

<sup>5</sup> 「外戚恩沢侯表」に「以（某職）侯」とは必ずしもみな士大夫だといえず、例えば哀帝期の董賢・孫寵・息夫躬などがあるが、彼らはみな血縁ではなく官爵によって「侯」となったのは確かだが一方で、そのなかの数多くが士大夫の出身者であったことが重要だ。また、「以（某職）侯」とは、「以丞相侯」以外の職官を以て侯となす例もある。例えば昭帝期の富平侯張安世は「以右將軍光祿勳輔政勤勞侯」となり、宣帝期における將軍の趙充国・光祿大夫の王遷・左馮翊の田広明・大司農の田延年の便乘成などは、みな丞相以外の職で「興大將軍光定策功侯」となった。

<sup>6</sup> 備考欄の「総数」とは『漢書』「外戚恩沢侯表」に明記した数（随父継世」の者を含む）である。

<sup>7</sup> 陳良佐「西漢異族封侯之分析」『大陸雜誌』40. 3（1970）を参照。

<sup>8</sup> 呂思勉氏は本論と別の角度から王莽が外戚を弾圧したことに關する議論があり、非常に正論だろうかと思うので、ここで引用しておきたい。彼は「王莽為有大志之人。欲行其所懷抱、勢不能不得政權、欲得政權、勢不能無替劉氏、欲替劉氏、則排擯外戚、誅鉏異己、皆勢不能免、此不能以小儒君臣之義論也。即以尋常道德繩之、後人之責莽、亦仍有過當者。」（『秦漢史上』上海古籍出版社1983、第202頁）と論じている。

<sup>9</sup> 「高惠高后文功臣表」に「右高祖百四十七人。周呂・建成二人在「外戚」、羹頡・合陽・沛・徳四人在「王子」、凡百五十三人」とある

ように「功臣」として封じられた人物が別の身分もあったので他の「表」に分散的に載せるが、該当時代に実際の「功臣」153人あったのは間違いない。以下同様。

<sup>10</sup> 「初始」年号については『資治通鑑』は宋庠『紀年通譜』に従って「始初」としたが、居延新莽簡に「王路堂免書、初始元年十一月壬子」（『合校』312・6）によって『漢書』に「初始」という年号の記載は間違いないのを証明した（饒宗頤 李均明『新莽簡輯證 補資治通鑑史料長編稿系列』新文豐出版（台湾）1996「前言」p2）。

<sup>11</sup> 『漢書』中華書局標点本p742。

<sup>12</sup> 『漢書』中華書局標点本p427。

<sup>13</sup> ここでの「王莽期」とは漢の平帝死去からの『資治通鑑』の紀年法によって「王莽居撰元年（6）」〜「王莽地皇三年（22）」となる。

<sup>14</sup> 譚其驥『中国歴史地図集（秦・西漢・東漢時期）』（地図出版社1982）でそれらの「辟」「王」「公」の名をチェックして地名ではないところを確認する出来たが、一説によって「新嘉」とは地名となるが（例えば小竹武夫『漢書』王莽伝の訳に「新嘉は地名、山東・滋陽」とある）その根拠はよくわからない。

<sup>15</sup> 『史記』「斉悼恵王世家」を参照。

<sup>16</sup> 王莽が「賜姓王」という政策によって旧劉氏王国を「滅」したのは、前漢劉氏宗室を滅ぼす手段の一つであった。詳しくは

拙論の「兩漢之際劉氏宗室的『中衰』と『中興』」1995年10月『北京師範大学学报』1995年第5期を参照。

<sup>17</sup> 『資治通鑑』卷三十七、「漢紀」二十九、中華書局版p1171。

<sup>18</sup> 『三国志』「魏書、武帝紀」の注に（南朝宋）裴松之が「魏書」曰「置名号侯爵十八級、関中侯爵十七級、皆金印紫綬。又置関内外侯十六級、銅印龜紐墨綬。五大夫十五級、銅印環紐、亦墨綬、皆不食租、与旧列侯関内侯凡六等」を引用して、「以為今之虚封蓋自此始」と指摘した（中華書局『三国志』標点本p46）。

<sup>19</sup> （清）顧炎武『日知録』卷十四「封国」（清）黄汝成『日知録集釋』岳麓書社1994年版518頁）を参照。

<sup>20</sup> 『漢書』「王子侯表下」序文に「元始之際、王莽擅朝、偽褒宗室、侯及王之孫焉。〔師古曰く〕王之孫亦得封侯、謂承郷侯闕以下是也。〕居撰而愈多、非其正、故弗録。〔師古曰く〕王莽所封、故不以為正也。〕旋踵亦絶、悲夫」とある。